

市民に向けた文書館普及活動への提案

—埼玉県立文書館における普及活動の現状と課題から—

井上麻依子

【要旨】

市民間における文書館の知名度は、多少の広がりを見せてはいるものの、いまだに極めて低いというのが現状である。それは、文書館が史料保存のために設立された施設であったため、長い間史料の劣化を促進する市民の利用を敬遠しがちだったからである。

しかし、1996（平成8）年に発表された森本祥子氏の「アーキビストの専門性－普及活動の視点から－」が契機となり、こうした傾向に対して疑問視する声が大きくなった。現在、文書館の普及は利用論、展示論など様々な視点から活発に議論されている。

だが、最初に述べたように市民間での文書館の認知度は、多少の広がりを見せてはいるものの、いまだに極めて低いのが現状である。文書館が市民に開かれてからまだ間がないことに加えて、文書館普及活動に関する議論が不十分であるということもその原因の一つと考えられる。そして、文書館の認知度が低いことは、今まで説かれてきた方法論と実践されている普及活動に何らかの差異があるか、もしくはその方法論自体が未成熟な証拠でもある。本稿ではこの問題に着眼し、実際に行われている文書館の普及活動について検証したい。

文書館の普及活動は歴史研究者など、専門職の人を対象としたものもあるが、ここでは一般市民に向けて実施されている普及活動に限定して言及し、検証の対象を埼玉県立文書館一館に絞った。埼玉県立文書館は、比較的早い時期から教育普及事業に力を入れており、現段階の文書館普及活動の模範として捉えられるからである。その上、埼玉県は早い時期から県立文書館や埼玉県地域史料保存活用連絡協議会の設立が実現した先進県でもある。このような特徴を持つ埼玉県立文書館の普及活動を検証することで、文書館普及活動の現状について考察してみたい。

【目次】

はじめに

第一章 市民の文書館の必要性

第一節 普及活動の意義

第二節 普及活動の目的

第二章 普及活動の現状

—埼玉県立文書館を事例に—

第一節 文書館条例と管理規則についての考察

第二節 埼玉県立文書館の普及活動

第三節 普及活動の成果

第三章 普及活動への提案

第一節 普及活動の目的設定とあるべき姿

第二節 普及活動の方法

おわりに

はじめに

文書館は市民に向けて種々の普及活動を行っているが、文書館とは何なのか、どういう所なのかを正確に説明出来る人は少ない。それは、文書館が市民を対象とした普及活動に力を入れ始めてからまだ間がないということに加えて、文書館普及活動に関する議論が不十分であるということも原因の一つである。そして、文書館の認知度が低いことは、今まで説かれてきた方法論と実践されている普及活動に何らかの差異があるか、もしくはその方法論自体が未成熟な証拠でもある。本稿ではこうした文書館普及活動の課題を克服することを目的とし、実際に行われている文書館普及活動の問題点を指摘し、それに対する解決策の提案を試みる。合わせて、市民に対する文書館普及活動がどうあるべきかについても考察を加えたい。

市民の間での文書館の知名度の低さは、文書館の歩んで来た歴史と深い関係がある。日本における文書館、アーカイブズ学¹⁾の歴史は浅い。日本で文書館設置が叫ばれるようになったのは戦後間もなくのことである²⁾。多くの歴史研究者が戦争によって散逸した史料を保全すべく、史料保存運動を展開した。この史料保存運動から発展した文書館設立運動により、1959(昭和34)年4月に日本最初の文書館である山口県文書館が誕生し、その後も各都道府県で文書館が次々と設立され、1971(昭和46)年には総理府の附属機関として国立公文書館が発足した。しかし、こうした文書館設立の歴史的経緯は、「文書館は史料の保存を第一と考える施設」というイメージを先行させた。森本祥子氏は、文書館が普及活動に対して消極的だった理由を①史料の保存を特に重視して来たこと、②利用者を歴史研究者に限定してきたことにあるとし、そのため歴史研究者以外の人による、史料の劣化を促進させる「利用」を嫌っていたことが、市民を文書館から遠ざけさせたとされた³⁾。市民が文書館に対して感じる敷居の高さはあながち間違いではない。文書館が市民を利用者として歓迎することを「市民への開放」と言うならば、森本祥子氏がこの論文を発表した1996(平成8)年というごく最近まで、文書館は確かに市民に対して閉じられていたのである。

しかし、これに対して山田哲好氏は「利用のための保存」を提唱し⁴⁾、柴田友彰氏は文書館の業務を一つのベクトル上に並べ、史料管理業務は調査・整理記述・史料管理(保存修復)・利用提供(閲覧・普及活動)という流れで行われるべきで、そこに優劣による差をつくるべきではないとして、普及活動を文書館の「本来業務」と位置付けた⁵⁾。こうした流れを受け、文書館の普及活動と利用については所々で議論されるようになり、特に文書館の利用論と展示論に関しては多数の論文が発表されている⁶⁾。白井哲哉氏はこうした議論をさらに発展させ、文

-
- 1) Archival Scienceは日本では「文書館学」、「古文学学」、「公文書学」、「史料管理学」、「記録史料学」などと訳されているが、正式な呼称はいまだ定められていない。今回はアーカイブズ・カレッジに倣い、「アーカイブズ学」という呼称を用いることとする。
 - 2) 高橋実『文書館運動の周辺』(岩田書院 1995年)
 - 3) 森本祥子「アーキビストの専門性－普及活動の視点から－」(『史料館研究紀要』27 国文学研究資料館史料館 1996年)
 - 4) 山田哲好「史料の閲覧利用とサービス」(国立史料館編『史料の整理と管理』 岩波書店 1988年)
 - 5) 柴田友彰「記録史料の展示に関する一試論」(『秋田県公文書館研究紀要』3 1997年)

書館の利用者像の変遷を調査することで、現在では文書館の利用者層が市民にまで広がったことを明らかにした。その上で普及活動の方法論を展示に限らず、①広報、出版物、インターネット等による情報発信と②展示③講座・講習会④閲覧・レファレンス⑤文書館のより深い利用（学校教育との連携、ボランティア制度の導入など）に分類して論じている⁷⁾。現在、文書館普及活動は、文書館関係者の間でこのように肯定的に理解されつつある。

だが、最初に述べたように市民間での文書館の認知度は、多少の広がりを見せてはいるものの、いまだに極めて低いのが現状である。本稿では、現在実施されている文書館普及活動のどこにその要因があるのか具体的に指摘したい。そのため、埼玉県立文書館の普及活動を事例に検証する。埼玉県立文書館は、文書館職員の重田正夫氏が1980年代に文書館の普及活動について論文を発表されているように、比較的早い時期から教育普及活動に力を入れており、現段階の文書館普及活動の模範として捉えられる⁸⁾。加えて、埼玉県は早い時期から県立文書館や埼玉県地域史料保存活用連絡協議会（略称「埼玉協」）の設立が実現した先進県でもある。このような特徴を持つ埼玉県立文書館の普及活動を検証することで、文書館普及活動の現状について考察してみたい。

文書館の普及活動は歴史研究者など、専門職の人を対象としたものもあるが、ここでは一般市民に向けて実施されている普及活動について言及する。また、普及活動に関する多くの論文は文書館職員の視点から記されているが、文書館に勤務した経験がない私は、市民・利用者の視点から、文書館の普及活動がどのように見えるか意見を述べたい。

第一章 市民の文書館の必要性

ここでは文書館が市民に開かれることが両者にとって本当に有益なのかどうかについて検討したい。近年、文書館も指定管理者制度や独立行政法人化がなされ、収益を上げることや市民サービスが求められるようになった。さらに、文書館が抱える大きな問題の一つに財政難が挙げられるが、利用者が減ればさらに予算が削減されるのは目に見えている。このような現実的な問題から、仕方なく普及活動に力を入れるようになった館も現実にはあるかもしれない。しかし、文書館がそうした理由で普及活動に力を入れるのは誤りである。文書館の価値を社会に

6) 文書館の普及活動と利用に関する論文は他に、遠藤忠「地域史料の生涯学習利用－地域文書館の利用サービスについて－」（『八潮市史研究』第14号 1993年）、重田正夫「埼玉県における文書館活動の現況－県立文書館の普及事業と市町村文書館への展望を中心に－」（『地方史研究』第202号 地方史研究協議会 1986年）などがある。

7) 白井哲哉「文書館の利用と普及－利用者論の観点から－」（国文学研究資料館史料館『アーカイブズの科学』上 2003年）を参考にしたが、普及活動に関する白井氏の論文は先に、「文書館普及活動における二つの試み」（『文書館紀要』第11号 埼玉県立文書館 1998年）があり、さらにこの前年に白井氏は史料管理学研修会のレポートで「文書館利用者論序説－利用・普及事業との関連で－」を執筆されている。

8) 重田正夫「埼玉県における文書館活動の現況－県立文書館の普及事業と市町村文書館への展望を中心に－」（『地方史研究』第202号 地方史研究協議会 1986年）

示そうと、その価値を分かりやすく「利用者数」に求め「人寄せ」に走ったとすれば、それは全く無意味なことであり、文書館の質を低下させることにも繋がりを。行政側の求めに応じただけ、という消極的な理由で普及活動を行うべきではない。文書館が市民に向けて普及活動を行うのであれば、そこには正当な理由が必要であり、その理由から、文書館普及活動のあり方(方法)と、最終的な目的についての答えを導き出すことができるだろう。そのため、具体的な方法論に入る前に、市民に対して文書館が普及活動を行う理由とその目的を明確にし、市民に対する文書館普及活動のあり方を探ってみたい。

第一節 普及活動の意義

文書館を市民に開放することは、文書館にとっても有益なことである。しかし、近年文書館では、公文書の収集が先行され、私文書の収集は遅れがちである。それは文書館の基本法が「公文書館法」となっていることや、国立の文書館が「国立公文書館」という名称で、省庁から移管される文書の他は積極的に収集しないということからも理解できる⁹⁾。つまり、国立公文書館において、私文書は収集の対象になっていないのである。丑木幸男氏はそうした風潮を批判し、公文書と私文書の相互補完の原則を打ち出した¹⁰⁾。私文書も公文書同様に学術的価値があるとし、私文書は過去の世界を知る上で欠かせないものであることを明らかにした。

今後、地域の文書館が私文書を収集・保管する必要性はますます高くなると思われる。しかし、私文書の多くは民間にあり、地域住民の協力なしには収集出来ない。新井浩文氏は民間所在文書が私有財産であり、公共機関がこれを強制的に保護することの難しさを指摘したが¹¹⁾、民間所在文書の取り扱い方を一元化しなければ文書館によって扱い上の落差が生じてしまい、引いては公開の不平等にも繋がってしまうと考えられる。さらに現在では民間所在文書はそのまま民間で保存する、「現地保存の原則」が推奨されている。しかし、史料の保存にはそれなりのスペースが必要であり、かなりの労力と専門的な知識がいる。市民がそのような面倒なことに、必ずしも協力してくれるとは限らない。ここで最も大事なものは、市民の文書保存への理解と協力である。これがなければ史料の所持者は、価値ある史料をそれとは知らずに捨ててしまう可能性があるし、重要な史料が災害に遇った時などに正しく対処してくれないだろう。文書館が市民に対して閉鎖性を保ったままであることで起きる一番の弊害は、この点ではないだろうか。

文書館の知名度が高ければ、民間所在史料を調査する上で情報も集まりやすく、史料の所有者との交渉も円滑に進むであろう。そして、文書館側はそうした市民の協力に対し、寄贈・寄

9) 国立公文書館が新たに所蔵できるのは、国立公文書館法第15条に基づき、国の機関から移管される公文書等に限られる。国立公文書館の業務として、私文書の収集を認める規定はなく、実際に国立公文書館では私文書の収集を行っていない。さらに、第14条の罰則規定により、第11条に規定された以外の業務を行った場合、20万円以下の過料となり、職員は自らの判断で史料を収集することは出来ない。

10) 丑木幸男「近現代の組織体と記録－公文書の世界と私文書の世界－」(国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』上 柏書房 2003年)

11) 新井浩文「地域社会と文書館－近年の文書館をめぐる動向－」(地方史研究協議会編『21世紀の文化行政－地域史料の保存と活用－』名著出版 2001年)

託された文書や民間で保存してもらった文書が、閲覧や講座・講習、展示などによって必ず地域に還元されることを約束しなければならない。文書館が民間所在の地域史料を得るためには、市民に文書館の存在・存在意義、文書保存の重要性を知らせること、つまり、文書館思想の啓発を図ることが重要である。地域の文書館は地域に密着し、地域住民との間に密な相互協力関係を築かなければならない。

以上、文書館を市民に開放すべき理由を文書館側の事情から述べた。次に、なぜ市民が文書館利用を必要とするのかについて述べておきたい。歴史研究者が歴史研究のために設立を要望した文書館施設であるが、研究成果を地域に還元するという間接的な方法だけでなく、直接的にも市民の役に立つことが出来る。近年多く報告されている、文書館収蔵史料の多様な使い途からそれを明らかにすることができる。

文書館収蔵史料の使い方としてまず挙げられるのが、歴史研究である。歴史研究を職業としている研究者以外にも、民間研究者は数多く存在しており、またそうした人でなくとも、趣味で歴史を勉強したり、小説家のように仕事の必要性から歴史資料を収集したりしている人もいだろう。そうした市民に、文書館の存在は充分役立つものである。しかし現在、文書館に勤務している職員から、文書館収蔵史料の使い方に変化が見られていることが次々と報告されている。新井浩文氏¹²⁾や白井哲哉氏¹³⁾等は、文書館が市民に必要とされる理由に、高齢化社会到来による生涯学習の高まりや、情報公開による行政や企業の説明責任（アカウンタビリティ、ディスクロージャー）を果たせる場としての文書館の機能と、その実例を挙げている。具体的には、一般県民が権利確認のために行政文書を利用するようになった事例を挙げている。例えば、土地を巡る権利関係文書の閲覧請求が増し、土地の境界線を過去の土地台帳や公図から確認したり、耕地整理や土地改良などの換地文書や、道路や河川等公有地の買収・払い下げ等について調査したりする利用者が出てきたという。また、偶然残った公文書やメモ類が重要な証拠確定資料となったケースもあったと報告されている。そして、諸外国の文書館利用者のように、自分の家系調査のために文書館を訪れる人も現れ出した。その他にも、文書館収蔵史料を使って、企業史や学校史、市町村史、国民体育大会の歴史など、機関や大会などの来歴を調査することも可能である。また、児童の文書館利用の事例として、文書館の資料を使って自由研究を行う場合があることも挙げられる。この場合は地図資料が分かり易く、テーマとしても取り上げやすいのでよく用いられていると聞いた。このように、従来は歴史研究にしか使われなかった文書館収蔵史料は、市民により多様な使い方がなされ、新たな可能性が見いだされつつある。

文書館の利用者層が市民にまで拡大したことで、記録史料の利用方法が新たな広がりを見せた。記録史料はもはや過去の世界を映し出す歴史研究の基本史料というだけでなく、個人の権利や義務に関わる過去の事実を確認できる、重要な証拠史料としての価値も出てきたのである。これにより、史料保存の重要性、文書館の価値はさらに高まったと言えるだろう。市民にとっ

12) 原山美子「文書館における史料保存と利用のあり方について－埼玉県立文書館における利用の変遷から－」（『地方史研究』第300号 地方史研究協議会 2002年）、新井浩文氏の論文は（10）に前掲。

13)（7）に前掲。

て、文書館は歴史研究の支援機関ではなく、地域の情報センターであり、地域の記憶装置機関なのである。そしてこれを、行政や市民が文書館開放を求めた理由と位置付けることができる。

第二節 普及活動の目的

普及活動を行う上で最も大事な点は、何を目的として行うかである。実施理由とそのための目的をもとに方法論を議論するのは、当然のことである。前章では文書館が市民に対して普及活動を行う理由を述べたので、ここでは現在の文書館普及活動が何を目的として実施されているのか理解できるよう、既に論じられている普及活動の目的を紹介する。

柴田友彰氏は文書館普及活動の目的を、理解者層（館の存在意義や役割等を理解している人々の層）の拡大と、利用者層（館を実際に利用する可能性を持つ人々の層）の拡大を目指すものとした¹⁴⁾。理解者層には館業務の紹介や史料的知識の普及を中心に、利用者層には収蔵史料の紹介を中心に行うべきとした。白井哲哉氏はさらに一步踏み込んだ議論として、文書館普及活動の最終的な目的は、閲覧利用者の増大を図ることであると¹⁵⁾。そのため、文書館の機能及び利用方法の解説、レファレンス体制の充実、参考図書の完備も普及活動の一環であると¹⁶⁾とした。

以上の文書館普及活動の目的とあり方を踏まえた上で、次章では埼玉県立文書館の普及活動について検証する。

第二章 普及活動の現状—埼玉県立文書館を事例に—

第一節 文書館条例と管理規則についての考察

埼玉県立文書館の条例では、普及活動がどのように位置付けられているのかをみておきたい。埼玉県立文書館の条例では、文書館の業務は以下の六項目に設定されている¹⁶⁾。

1. 文書の利用に関すること
2. 文書の収集、整理及び保存に関すること
3. 文書の調査及び研究に関すること
4. 文書の編さん及び刊行に関すること
5. 文書についての専門的な知識のけいもう普及に関すること
6. その他文書館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること

(昭和50.3.12 条例第38号「埼玉県立文書館条例」)

ここでは普及活動は、5で規定されている。また、白井氏の主張によれば利用も普及活動の一つと捉えることが出来るので、1も普及活動の規定であるといえる。さらに、4の文書の刊

14) (5)に前掲。

15) (7)に前掲。

16) 埼玉県立文書館『要覧』第23号(2005年)より。これ以下、埼玉県立文書館の事業に関することは全てその年度の『要覧』、もしくは埼玉県立文書館設立30周年記念として編集された埼玉県立文書館の史料集『文書館紀要』第13・14号(2000年、2001年)を参照した。その他、文書館職員の方からお話を伺った。

行も普及活動の一つである。6項目のうち、実に3項目が普及活動の一環であるといえる。このことは、「文書館の普及活動は文書館の本来業務である」と明言する充分な理由になるだろう。

この具体的な内容を「埼玉県立文書館管理規則」（昭和50.3.31 教育委員会規則第12号）の第12条で規定された所掌事務で確認すると、全23項目中以下の8項目がこれに該当している。

- (4) 文書の目録及び史料集の編さん及び刊行に関すること
- (5) 文書の保存についてのけいもう及び奨励に関すること
- (6) 文書の利用者に対する指導及び助言に関すること
- (7) 文書に関する講習会、研究会、展示会等の開催に関すること
- (8) 研究報告書等の刊行に関すること
- (9) 刊行物の普及に関すること
- (12) 郷土の歴史に関わる教育に関すること
- (14) 広報に関すること

* () 内の番号及び文章は、管理規則に記載されている通りに記した。

管理規則では、文書館の利用者について、閲覧利用者を「利用証を発行された者」と規定するだけで、特に限定していない。つまり、全ての市民がこの活動の対象になり得る。上記条例1にある「利用」は(6)に該当し、レファレンスサービスを行うことが規定されている。ただし、ここでは「文書の利用者」という曖昧な言が用いられており、これを「閲覧利用者」に限られるとするのは早計であろう。「文書の利用者」とは、文書館の利用者、もしくは文書館収蔵史料の利用者と大きな枠で捉えるべきである。文書館の利用者とは、展示の見学者、講座・講習会の参加者などのことである。文書館収蔵史料の利用者とは、文書館収蔵史料を用いて調査をしている人のことで、文書館の刊行物（目録、史料集など）を利用している人もその範疇に入る。こうした利用者が電話や来館によって質問・相談してきた時は、文書館職員は親切に指導、助言することが求められる。そのため職員は幅広い知識を持ち、利用者の多様な質問に応じられる体制を整えなければならない。

4の文書の刊行は(4)(8)(9)に該当する。(4)の目録、史料集の刊行は、歴史研究者のみならず、文書についてある程度の知識を持っている人ならば利用が可能なので、かなり有効な収蔵史料の普及手段になる。目録の作成については様々なところで議論されていることなので、ここでは言及しない事とする。(8)は市民と言うよりも歴史研究者や歴史を勉強している学生に対して刊行されているものなので、ここでの言及は避ける。ただ、この内容を分かりやすい形に仕立て直すことで、より幅広い人に利用してもらうことが可能である。これについては(4)でも同様のことが言える。各刊行物には、対象者がいるはずである。これからは歴史研究者だけでなく、市民を対象とした刊行物を作成することも必要だろう。市民の中には、児童、中高生、大学生、社会人等という区分があることを忘れてはならず、対象者を細かく区分して刊行物を作成することが望まれる。(9)は、こうした刊行物の普及に関することである。いくら素晴らしい内容の刊行物を発行しても、その存在が知られなければ意味がない。刊行物を普及する方法の一つとして、文書館の刊行物を広く地域の図書館に置いてもらうのも有効である。図書館に置いてもらう事で、市民に文書館の刊行物を気軽に手に取ってもらい、その存在を知ってもらうことが出来るからである。

5には、(5)(7)(12)が該当する。(5)と(12)を見ると、5でいう「文書の専門的な知識」とは「文書の保存」に関する知識と、「郷土の歴史に関わる」知識ということになるだろう。そうした知識を(7)で規定された講習会、研究会、展示会で啓発することになる。「郷土の歴史に関わる」知識を普及している点では、県立博物館と業務範囲が重複しているが、「文書の保存に関わる」知識を普及するのは文書館独自の業務である。そこにも、文書館の存在意義を見出すことができるだろう。また、展示は博物館の業務であり、文書館の本来業務ではないとする意見もあるが、埼玉県においては(7)にあるように、文書館の業務として明記されている。

最後に(14)の広報について、簡単に触れておきたい。管理規則では、広報の具体的な内容について何も明記されていないが、文書館がどんなことを「広報」するのかと言えば、講座・講習会、展示の開催等先に述べた内容全てに加えて、文書館の存在と存在意義、文書館の業務内容が挙げられるだろう。文書館がどんなに市民に役立つ活動を行っていても、そのことが知られなければ意味がない。そのため、広報活動も文書館の重要な業務の一つであるといえる。広報の内容や時期は限定せず、必要に応じて臨機応変に行うのが良いだろう。

また、条例6の「設置の目的」について、埼玉県立文書館のパンフレットを見ると、「埼玉県立文書館は、埼玉に関する歴史的・文化的に価値ある古文書、行政文書、地図などの資料を体系的に収集し、整理・保存を行い、その活用を図りながら、県民共有の財産として永く後世に伝えること」を目的とした施設とされており、さらに「どなたでも御利用いただける、埼玉の文書の記録保存活用センター」です」という広告用のキャッチコピーがあることから、文書館は「市民全般が保存された記録を活用できる施設」と定義することができる。埼玉県立文書館の普及活動は、こうした理念の下に行われているのである。

第二節 埼玉県立文書館の普及活動

埼玉県立文書館における普及活動の目的と位置付けを述べてきたが、ここでは埼玉県立文書館が行っている普及活動を、三つの段階に分けて考察したい。第一段階は、「文書館を知らない人への情報発信」と題して、文書館とは何であるのかまるで知らない市民に向けて、文書館がどのような情報発信を行っているのかを検証する。この段階では、文書館の外でどれほど文書館の情報を得られるかが一番の課題となる。第二段階は「来館者の文書館理解を深める」として、第一段階で文書館の存在を知り、文書館に興味を持って講座・講習会に参加したり、展示を見学に来たりする人達を、どのようにして閲覧利用者に繋げ、文書館に関する知識をさらに深めてもらうことが出来るかが課題となる。この段階では、市民は自発的に文書館との接触を図り、情報を得ようとする。文書館職員と市民がはじめて接触する段階であり、市民の文書館に対する印象を決定する段階なので、来館者への対応に特に配慮する必要がある。第三段階は、「更なる利用へ」ということで、第二段階で文書・文書館に関する知識を深め、閲覧利用に来てくれた市民を、文書館の日常的な利用者にするためにはどうしたら良いのかが課題となる。

① 文書館を知らない人への情報発信

この段階における埼玉県立文書館の普及事業として、広報活動、刊行物の発行、博学連携

（博物館や学校との連携事業）、ホームページ開設事業などが挙げられるだろう。埼玉県立文書館では、講座や展示の広告を「彩の国だより」に載せているが、これを見て講座や展示を訪れる人は多く、広報活動の最も有効な手段の一つとなっている。「彩の国だより」に載せている内容を具体的に見てみると、埼玉県立文書館が行っている収蔵文書展は、タイトル、日時、内容、費用、問い合わせ先が数行で記載されている。わくわくサタデーミュージアムについては、タイトル、対象年齢、日時、内容、費用、定員、申込み方法、問い合わせ先（電話・Fax・Eメールアドレス）が記載されている。これを見ても分かる通り、「彩の国だより」は記載事項に字数制限があり、これだけでは文書館がどんなところかを知ることが出来ない。市民が文書館に来館するきっかけを作ることや、県民全般に広報することには有効だが、市民に文書館と博物館等施設を混同させてしまう可能性があるので注意しなければならない。

この段階におけるその他の普及活動として、関連機関（博物館・図書館・学校・公民館など）にパンフレットやポスターを配布したり、目録、紀要などの刊行物を置いてもらったりしていることが挙げられる。特に図書館は年齢、立場に関わらず、幅広い層の市民が日常的に訪れる場所なので、ポスターを貼ってもらえれば多様な層の人達に見てもらうことが可能であり、かなり効果的であると言えるだろう。

埼玉県立文書館の普及事業は、類縁機関である博物館等施設と協同して行われている。博物館との連携事業として、埼玉県立文書館は2005（平成17）年10月に開催された「わくわくフェスター博物館全員集合-」に参加している。わくわくサタデーミュージアム事業の一環であり、県立7館が一堂に会して、それぞれの特徴を活かした体験学習プログラムや展示を行う。埼玉県立文書館は写真パネルなどを用意して館の紹介をするとともに、人気のある体験学習プログラムを用意して、2004年は934人の参加者があった。このイベントの来場者数は約4千人で、多くの親子連れが参加するイベントなので、文書館に興味を持ってもらい、また文書館とは何かを知ってもらえる良い機会となっている。

他にも、この段階での博学連携として学校への講師派遣や、さいたま市のスタンプラリー参加などが挙げられる。去年は近隣の小学校2校へ、3名ずつ講師を派遣したようだ。内容はサタデーミュージアムと同様のもので、カッターなど刃物を使う講義もあることから、小学校高学年が対象になっている。職員手作りのキットを使って講義するため、通常10日前から準備を行うようだ。準備に時間がかかるため、学校側からの要請を受けて行うという受身の形で行っており、中高生を対象として行ったことはないようである。中高生を対象とした授業ならば、文書を使った歴史の授業など、題材を考えれば面白いものが出来そうだが、正職員21名という人員不足の中では他業務との兼ね合いもあり、実行は困難なのであろう。博物館等施設でも同様だが、児童を対象とした普及活動は数多く行われているのに対して中高生を対象としたものはほとんど行われていない。そのため、多くの中高生は博物館等施設に対して、「幼い頃社会科学見学で訪れた思い出の場所」という認識で終わっているのである。中高生なら、興味を持ってくれば自発的に文書館を訪れてくれそうなのに残念な事である。何らかの形で、この段階における中高生向けの普及活動を設けるべきだろう。

2005年に開催されたスタンプラリーは、さいたま市・岩槻市合併記念事業で、さいたま市内の文化施設28館が参加した。各館に置かれたスタンプをカードに押し、スタンプが10個以上、つまり10館以上見学したら記念品を貰えるという企画である。スタンプラリーにより、休日・

祝日に親子連れが気軽に館を訪れるようになった。サタデーミュージアムと合わせれば、親子連れを文書館の利用者にできる有効な企画と言えるだろう。

以上のような普及活動によって、文書館に興味を持つようになった人が文書館について調べるときに役立つのがホームページである。白井哲哉氏もインターネットの普及により、ホームページを使って、広く文書館の情報を発信することが可能になったとしている¹⁷⁾。埼玉県立文書館のホームページ¹⁸⁾は、他の文書館や県内の博物館等、関連機関や県庁のホームページにリンクを張っている。埼玉県立文書館のホームページには次の項目がある。文書館の「理念と利用のご案内」のカテゴリーの中に、閲覧方法及び各種サービス、収蔵資料、交通アクセス、館内施設、年間カレンダー、関連機関へのリンク集があり、「各種事業のご案内」のカテゴリーには講座・講習会、展示、わくわくサタデーミュージアム、学校との連携事業、文書館通信、刊行物、そして最後に新着情報のカテゴリーと、質問や相談に応じるためのメールアドレスが公開されている。特に、2005年の7月から始められた「文書館通信」は、文書館の活動を簡潔にまとめた文章とともに、活動風景等の写真が載せられており、文書館の活動内容を知るのに有効なものとなっている。

しかし、その他に他館と比較して特に目新しいものは見られない。最近ではweb上で史料を公開したり、史料・目録検索がネット上で出来るようにしたりしている館も多いが、埼玉県立文書館ではそうしたシステムはまだ導入されていない。白井氏は電子媒体による史料の公開に対して、「文書館は直接閲覧が最も有意義な情報受信との立場を堅持すべき」と、懸念を示している。史料の検索システムに関しても、その利便性を認めつつも、費用や容量の面から構築することの難しさを指摘している。埼玉県立文書館ではこうした理由から、web上の史料公開や検索システム構築が立ち後れているのが現状のようである。だが、ホームページの内容を充実させることが、館の普及に繋がることは明白であり、検索システムやwebでの史料公開が出来ないのであれば、何か他に手軽につくることができ、普及に効果的で、他館のホームページではあまり見られない目新しいものを提案する必要があるだろう。

例えば、群馬県立文書館のホームページでは、「インターネット古文書講座」と題してホームページ上にいくつかの史料を載せプリントアウト出来るようにし、その史料の「釈文」と「用語・解説」を載せている¹⁹⁾。これは、ホームページ訪問者の古文書読解力向上を図るためのものという以上の効果がある。このページを見た人は無料で、しかも自宅にいたままクイズに答えるような感覚で気軽に文書に接する事ができる。掲載される史料は定期的に変わるため、その面白さを知った人は、何度もホームページを覗いてくれるようになるだろう。そうした人達は自然に文書館に興味を抱くようになり、文書館を実際に訪れてくれるようになるかもしれない。このような方法はユニークで、大した労力もかからず作成できる。随時載せる史料を更新すれば、飽きられることもない。検索システム等手間と費用がかかるものは長いスパンでみることにして、その間に、このような面白く効果的なアイデアに富むものを作成すれば、埼玉県立文書館のホームページはより充実し、普及活動の大きな要になるだろう。インターネット

17) (7) に前掲。

18) <http://www.pref.saitama.lg.jp/A20/BA18/top.html> (埼玉県立文書館のHPアドレス)

19) <http://www.archives.pref.gunma.jp/> (群馬県立文書館のHPアドレス)

トは市民の能動的な行為によるものなので、市民を魅き付ける工夫をする努力を怠ってはならないのである。

また、今年度から埼玉県立文書館は電子県庁の進展に伴い、電子化された公文書を収集・保存し、利用に供するためのシステムを構築し始めている。これが実現すれば、新たな利用者層を獲得することができるだろう。

以上、「文書館を知らない人への情報発信」として、埼玉県立文書館における普及活動の第一段階についてみてきたが、ここでの問題点として、文書館の存在自体を広める活動が少ないこと、文書保存の啓発を図るような普及が少ないことが挙げられる。このような問題が起こるのは、初期段階での普及活動では、文書館を理解してもらえなくとも文書館の存在を知って興味をもってくれればそれでいいという考えがあるからだろう。市民が文書館を訪れる「口実」を作れば良い段階として捉えられているのだ。そのため、インターネット以外で文書館を理解してもらおうとする普及活動は皆無に等しい。しかし、文書館の知名度が未だに極めて低い現状を考えれば、文書館の存在を知ってもらうことは第一段階において最も重要な課題であるはずだ。文書館の知名度を上げるために、各普及事業に何らかの形で、文書館の存在自体を広める工夫をすべきであろう。

また後者の問題点についても、文書保存の啓蒙普及を図るという点から言えば、史料保存は急を要するので、この段階から史料保存の啓発を勧める活動を行うべきである。多くの市民は文書を身近に感じていないが、文書は日常生活の営みの中から発生するもので、決して遠い存在ではないと理解してもらうことから始めるべきだろう。

また、アーキビストの資格制度が整い、大学等でアーキビストの資格が取れるようになれば、それも来館前の情報発信としてこの段階に入れることができる。そうなれば、大勢の学生にアーカイブズを普及する事が出来るので、この点においても資格制度の早期成立が強く望まれる。

② 来館者の文書館理解を深める

二段階目に当てはまる文書館の普及活動は、講座・講習、サタデーミュージアム、展示、ボランティア制度、3 days（中学生の職業体験）、社会科見学、学芸員実習生の受入れなどが挙げられ、三つの段階のうち最も多種多様な事業を行っている。この全てについて言及することは実際に経験してないものもあり不可能なので、実際に参加したり話を聞いた講習会と展示を中心にみていきたい。

埼玉県立文書館では、講座・講習会として一般県民を対象とした古文書入門講座、古文書解説講習会、文書館利用体験講座と、小・中学校の教員等を対象とした教員利用体験講座、中高生及び県民一般が対象の地図教室、小学3年生以上の児童が対象の子ども地図教室、そして県・市町村職員等を対象に、文書資料取扱講習会を毎年開催している。古文書解説講座ははじめ、初級・中級・上級の3コースが設けられていたが、文書館の講習会は文書館普及活動の場であり、古文書解説の塾ではないという立場から、1993（平成5）年より初心者に対象が絞られた。講座・講習会で何を受講者に啓発するかは、普及活動の目的と絡ませて考えていかなければならない。埼玉県立文書館管理規則と白井哲哉氏の論文によれば、埼玉県立文書館の講座・講習会は、①文書保存の啓発と、②受講者を閲覧者に転化することを目的に実施されている。

この内、私が実際に参加してみたのは2005(平成17)年8月に2日間かけて実施された古文書解読講習会である。埼玉県民活動総合センターの一室を借りて行われたこの会には、100名を超える参加者があった。文書館の外で実施されているので第一段階に入れるべきかもしれないが、市民が自発的に文書館との接触を求めて参加しているので、第二段階と考えたい。近年始められた受益者負担により、参加者はテキスト代として千円を支払う。費用負担があることで、受講者からサービスの向上を望む声が出やすくなったそうである。利用者からの不満の声は、より良いサービスを提供するための道しるべとなるので、職員側は真摯にこれを受け止め、次回に活かすべきだろう。参加者は生涯学習に興味を持つ高齢者の方がほとんどであった。生涯学習支援として開催されている講習会であることと同時に、夏休みとはいえ、平日開催であったことも多少の関わりがあるだろう。授業数は2日合わせて7時間で、近世文書を中心に埼玉県立文書館の収蔵史料がテキストとして用いられ、古文書への興味から文書館への興味に繋げる工夫を随所に入れたものとなっていた。具体的には、はじめの「あいさつ」で文書館の概要について説明し、文書館へ来館してもらえよう呼びかけたり、授業中に原本を見る事の大切さや魅力を説明したり、文書館に来れば今回使ったテキストの原本が見られるというような話が合間に挟まれていた。また、文書館や催物のパンフレットが配られたり、テキストの最後に文書館収蔵史料でどのようなことが調べられるかを簡条書きにしたり、利用案内を載せたりして館の情報を幅広く提供している。

しかし、文書館職員はこうした努力を長年続けて来たが、講習会の受講生が閲覧利用者に結びついた例は非常に少ないという。受講者として講座に参加した私とその理由を考えるに、館に関する説明が短すぎると感じられたことが挙げられる。文書館とはどのような所か、どう利用したら良いのかかがはっきりとされないうまま「文書館にいらして下さい」と言われても、唐突過ぎて多くの受講者は戸惑い、聞き流してしまうだろう。これでは文書館への理解を深めてもらうという、第二段階の機能としては不十分である。講座・講習会は初心者を対象にすると決めているのだから、端折らず十分な時間を取って自己紹介としての館の概要や、原本を見る魅力や意義の説明を講座・講習会の内容に盛り込むのが良いだろう。そうする事によって、文書館側の意図をより明瞭に参加者に伝える事ができるだろう。

そのために、文書館利用体験講座²⁰⁾で行っているような授業内容を、講習会の最後の一時間に組み入れてはどうだろうか。古文書の解読について習った後で、古文書の読解力を活かせる場として文書館が紹介され、原本を扱うことの魅力や、扱い方、原本から分かる歴史的事実、そして史料保存の重要性などを一時間に集約して話してもらった方が、受講者も文書館側の意図を理解しやすくなるのではないだろうか。古文書解読の講座に来ているのに、そんな話は聞きたくないという人もいるかもしれないが、最後の一時間なので自由参加という形にして、聴講してみたいという人にだけ残ってもらうなどの工夫をすれば良い。また、今回の講習会受講者の中には、「そういう講義があったら新鮮で良い」、「気分転換にもなるし興味ある」という意見もあった。

このように、講座・講習会はまだまだ改善の余地がある。講座・講習会は受講者数が毎年増加しているものなので、諦めず、文書館の普及に結びつける方法を模索しながら続けるべきだ

20) 埼玉県立文書館の利用体験講座については(7)の白井哲哉氏の論文を参照されたい。

ろう。

次に展示についてみておきたい。2005年現在の埼玉県立文書館の展示は、パネル展示コーナーと常設展示、収蔵文書展の3つに区分されていた。それぞれの展示は普及活動の目的を達成するための、第二段階の普及（文書館への理解を深める）にふさわしい内容になっていた。2005年のみ開催されたパネル展示コーナーは、文書館ではどのようなことが出来るのかという概要を紹介し、常設展示で文書館の業務内容と文書保存、閲覧方法について分かり易く解説していた²¹⁾。そして収蔵文書展では、各テーマに合わせた収蔵文書を展示しており、文書館にどのような史料があるのか紹介する場になっていた。

パネル展示と常設展示は問いかけ形式でキャプションが記されており、体験型の展示が児童等の興味を惹きつけていた。講座で訪れた人や、サタデーミュージアムで文書館を訪れた親子連れが、行き帰りに展示を見るというケースも多いようである。サタデーミュージアムは、2002年度から週休二日制が公立の学校で取り入れられたことにより、児童が土曜日に学べる場を提供しようという考えから実施されているものなので、文書の保存を啓発するような内容はない。サタデーミュージアムは言わば文書館に来てもらう「口実」であり、行き帰りに参加者が覗く展示で啓発を図っているようである。展示を文書館で行うか否かの議論もあるようだが、市民へ向けた普及活動の中で、展示の担う役目は大きい。展示のガイダンス機能は、第一段階の情報発信によって文書館の業務等をそれほど深く知らないで訪れた人達に、文書館の業務内容を紹介できる、閲覧利用の前段階としての機能を充分担っていると言える。普及活動の第二段階として、正しい役割を果たしているのである。

しかし、気になる点があるとすれば、それははじめて訪れる市民が感じるであろう違和感である。第一段階の情報発信を受けた市民が講座やサタデーミュージアムのために文書館を訪れ、そのついでに展示を見た時に、想像との差に少し驚くだろう。収蔵文書展が開催されていないとき、展示はパネル展示と常設展しかないが、そこでは文書館の業務に関する内容が大半で、歴史に関する内容も、原史料の展示も少ない。博物館等の施設と混同している来館者は少し首を傾げてしまうだろう。

その違和感を和らげるために、埼玉県立文書館では職員による展示解説を行ったことがあるそうだ。文書館のバックヤードも見学できる本格的なものだったらいい。しかし、参加者の中にはリピーターが多かったため、内容を変えないと参加者が減少する一方であったことから職員の負担が大きくなり、結局取り止めてしまったそうだ。

だが、例えば毎回行うのではなく、夏休みの間だけ実施したり、内容を展示解説のみにし、30分程の短いものに凝縮したりすればそうした問題は解消できるのではないだろうか。文書館とは何か、文書保存の意義をきちんと理解してもらえる場を提供することはこの段階において最も必要なことなので、解決策を模索すべきである。

21) 埼玉県では平成15年から11月1日を彩の国教育の日とし、平成17年11月1日から7日にかけて彩の国教育週間とした。埼玉県立文書館ではこの「彩の国教育週間」に合わせて常設展の展示替えが実施された。いつもは文書保存をテーマに展示されている場所が、現在は埼玉にある中山道沿いの宿場の発展をテーマに展示が行われている。小中学生にも分かり易い展示を心がけ、展示史料も文字史料だけではなく地図や写真パネルを多く配置したり、平易な文章のキャプションが用いたりしている。

また、展示は多様な原史料を紹介できる場なので、パネル展と常設展での原史料の展示ももう少し増やした方がいいだろう。展示室は来館者にとって未知のものである原史料に触れることができ、その魅力を伝えることが出来る絶好の場として捉えるべきである²²⁾。展示を通して自分が必要としている史料を発見することはよくあることであり、文書館の紹介とともに、展示は史料紹介の機能を持つべきということも忘れてはならない。

収蔵文書展は現在「安政の大地震」を開催しており、文字史料以外に絵地図、鯨絵など見た目に面白いものが多く展示されており、記録史料は展示にしにくいという課題をクリアしていた。キャプションには現代語で史料の内容が端的に分かるようなタイトルをつけ、下に目録でのタイトル、どの文書群に入っているのか、目録番号等が付記されており、興味を持った人が閲覧しやすいようにという配慮がなされている。このような史料が閲覧室でご利用できます、という趣意の添書をするとさらに良かっただろう。

ただ、白井氏は展示で“群”の表現を深化させたいとしているが、それはまだ実現されていなかった。埼玉県立文書館では他業務との兼ね合いもあり、基本的には「文書館は展示施設ではない」というスタンスが取られているようだが、先述した通り、展示によって原本の魅力を感じたり、展示を通して新しい史料に出会ったりする事は多々あるので、文書館展示も充分意義あるものである。展示論はさらに議論を深め、文書館独自の展示を洗練させる必要があるだろう。

また、展示史料を展示終了後ネットで公開することを白井氏は推奨していたが、まだ実現はされていない。代わりに展示史料の一覧表を載せた冊子を配布しており、開催が終わった後でも入手出来るので調査に役立てることが出来る。この冊子に史料の写真が一切載っていないことから、埼玉県立文書館が原本の閲覧を重視している事が窺える。

この段階で埼玉県立文書館が特に力を入れているのは、学校との連携事業である。そのことは、活動の種類の豊富さから窺い知ることが出来る。中学生の職業体験である3 daysや、社会科見学(県庁の見学と合わせて、隣接している文書館を訪れる)、学芸員実習生の受入れなどは、文書館を身近に感じてもらえる上、文書館の業務内容、文書保存の意義を啓発することが出来る場として期待が持てる。ただ、懸念されるのはわくわくサタデーミュージアムの手伝いをしているボランティアの高校生、大学生など数人に話を伺ったところ、文書館について正確に把握していない人が何人かいたことである。ボランティアの研修制度がどのようにマニュアル化されているのか気になった。職員の方に話を伺ったところ、諸事情によりボランティアの導入は既に行われているものの、マニュアル等はこれから作成されるそうだ。ボランティアは高校生や大学生等、地域の人達と文書館が密に連携できる場なので、マニュアルの中に文書館についての啓発を図る内容を取り入れると良いだろう。そうする事によって、ボランティアの方々は、本当の意味で文書館の良き理解者となってくれるといえよう。埼玉県立文書館では、以上のような職場体験の場を提供することで、地域住民との間にイコールパートナーの関係構

22) 中野等氏は展示を「文書館と不特定市民との初期的な接点と考え、文書館が史料とは、文書とはどのようなものであるか市民レベルの認識で深化させる方向で活用すべき場と」位置付けている。「文書館(史料館)における『展示』業務-柳川文書館を素材として-」『記録と史料』2(1991年)

築を目指しているという。

以上、文書の啓発・普及を図る段階の普及活動を見てきたが、講習会ではまだその機能が弱いようであった。反対に、この段階において展示が担う役割の大きさとその有益性を指摘した。埼玉県立文書館の展示は明確な目的を持って行われていることが分かる展示内容だったが、市民にもそれがよりの確に伝わるように、今の機能を保ったままさらに洗練する必要があるだろう。講習会に関しては、文書保存の啓蒙を図り、利用者層に転化するという役割が不十分なので、根本から見直す必要がある。しかし、受講者の中には「家に古文書があるので読んでみたいから」という理由で参加している人もおり、地域にどれくらい史料があるのか、情報収集するのに良い機会となっていた。講習会は引き続き、改善しながら続けて行くのが良いだろう。

また、直接言及はしなかったが、以上の事業を通して、わくわくサタデーミュージアムには①子供の学習支援、②ボランティアによる地域との連携、③展示観覧者増加に繋がるものという3つの機能がある、実に有益な事業であることが分かった。使用する材料が文書館員の手作り、準備に時間がかかる労力のいる事業ではあるが、ぜひこれからも継続して欲しい。

また、この段階における問題点として、中学生、高校生、大学生が個人で参加できるものが少ないことが挙げられる。小学生はわくわくサタデーミュージアムのように、個人で参加できるものがあるが、中学生、高校生は3 daysのように学校を通して参加するものしかない。大学生も、学芸員実習生の受け入れ等を行っているものの、学芸員資格を取っていない学生が参加できるものはない。私自身、高校が都内であったため、埼玉県民であるにも関わらず、大学に入るまで埼玉県立文書館の存在すら知らなかった。生涯学習に興味を持ち、能動的に文書館の情報を集める高齢者層と異なり、自らの興味で自発的に文書館のような施設を訪れる中高大生は少ない。この世代は親と行動を共にしなくなるので、博物館や文書館から最も足が遠のく時期だともいえる。こうした世代へ文書館がどうアプローチしていくかも今後の課題となるだろう。学校を通さなくても、県内の多くの中高大生が自由に参加できる、第二段階の普及活動をより充実させるべきである。

③ 更なる利用へ

第三段階は、閲覧利用に繋げるといふ文書館普及活動の最終目的がすでに達成されている段階である。ここではいかにレファレンスサービスの充実を図るか、つまり、再び文書館へ足を運んでもらうにはどうしたらいいかが課題となる。文書館での史料検索は、市民にとって図書館での蔵書検索より遥かに難しいものである。従って文書館のレファレンスは、図書館より優れて分かりやすいものにしなければならない。埼玉県立文書館では電子検索システムの構築が遅れており、2005年の段階で、閲覧室に検索用のパソコンは2台しか置かれていなかった。1台は県史編纂史料の検索用で、もう1台は文書館図書検索用となっており、かなり限定的で非効率的と言わざるを得ない。職員の使うパソコンでは収蔵史料の検索が可能なようで、頼めば快く検索を代行してくれたが、受付カウンターには常時2名の職員しか待機していない。利用者が5人を超えると史料の出納や複写のために受付に誰もいない状態が数分続くことがある。これは利用者にとっても不便だし、何より史料の保存管理という点で極めて危険なことだろう。これからは史料の検索システムと人員不足をどのようにカバーするかが課題となる。ボランティアを使うとしても、史料の安全性を考えれば決して良策とは言えない。また、史料や目録に

関する説明を要求されたら、職員でなければ答えられないことも多いだろう。市民に向けた普及活動の最終目的を利用者拡大としている以上、この問題は早期に解決されなければならない。でなければ、利用者が実際に増大した場合に混乱を来してしまう。

そのため、利用者が自由に使える史料検索システムの構築が急務である。例えば、自宅から史料検索と閲覧予約が出来れば、利用者の来館前に史料を用意しておくことができ、レファレンス業務に余裕が生まれるだろう。また、ネットでの史料検索が可能になれば、利用者の利便性向上というだけでなく、新たな閲覧利用者の拡大にも繋がるので早期実現が望まれる。

参考図書の実も、レファレンスサービスにとっては重要なことであると白井氏が主張している通り、埼玉県立文書館の閲覧室に置いてある参考図書は大変充実している。史料についてすぐに調べられるので利便性に富んでいる上、郷土史の参考図書が揃っているので、郷土の歴史を調べる場所としてこれほど有効な場所はなく、評価できる点である。さらに特筆すべき素晴らしい点は、職員の対応である。質問すると即座に関係資料を紹介してくれ、親切に答えてくれる。私の周囲で埼玉県立文書館を訪れた人は、皆口を揃えてその対応を絶賛している。他館の模範となるレファレンスサービスであると言えるだろう。

また、この段階で史料保存の啓発を図るなら、劣化が激しい原本を閲覧要求して来た利用者には、原本を閲覧提供できない理由をきちんと説明してから、二次史料(マイクロ)でも良いかどうかを尋ねるといった手順をきちんと踏んだり、複写がなぜ利用者自身で出来ないのかを最初に説明したりすることで、文書保存への理解を深めてもらうことができるだろう。この作業が、埼玉県立文書館では省かれているように感じたので、今後の改善点として挙げておきたい。

第三節 普及活動の成果

普及事業費は年々削減され、それが普及事業を充実する上での弊害になっているとよく聞かすが、実際に影響が出ているのだろうか。表1を見ると、平成5年度の段階で6,390,000円組まれていた予算が、2004(平成16)年度には865,000円と大幅に減額している。しかしながら、事業費に反比例して、利用者数は年々増加傾向にあり、同年度には2万人を超えている。利用者数の内訳は表2に記した。利用者のうち最も多いのは展示観覧者で、近年は1万人を超えている。これは年2回の収蔵文書展と、第一段階の広報活動、そして講座・サタデーミュージアムなどの参加者が行き帰りに展示を観覧してくれたことなどによるものだろう。また、講座参加者数が同年度に急激に増加している。年4回実施していた地図教室を2004年度から中高生及び県民一般を対象とする地図教室と、小学三年生以上の児童が対象の夏休み子ども地図教室に分け、それぞれ2回ずつ開催するという新しい試みを実施したところ、夏休み子ども教室が好評を博して前年より28人増加した。しかし、受講者数が大幅に増加したのはそれだけではなく、例年開催している各講座の受講者数が、講座によって差はあるものの全て前年より増えているからだろう。しかし地図教室の他に、講座・講習で新たな試みが始められたとは聞かれない。つまり、受講者数が大幅に増加したのは、勿論文書館側の努力もあろうが、むしろ受講者側に変化があったからではないだろうか。その変化とは、生涯学習の高まりであると思われる。少子高齢化社会を迎えている現在、文書館の生涯学習を支援する機能に期待が集まっている。この受講者数の急激な増加がそれを物語っているといえる。団塊の世代が一斉退職する2007年問題を目前にしている現在、文書館に生涯学習施設としての機能を期待する声はより一層高まっ

表1 年度別教育普及事業費と文書館利用者数内訳

年度	教育普及事業費(千円)	閲覧者数(名)	登録者数(名)	利用者数(名)
平成5	6390	4962	2276	7261
6	5753	4853	2179	7589
7	4357	4385	2241	7043
8	3571	4808	2254	14037
9	2904	4582	2319	12441
10	1927	4372	2295	13199
11	1859	4421	2437	14265
12	1208	3986	2184	16165
13	1069	4453	2128	17733
14	987	4758	2193	15765
15	890	4883	2195	18970
16	865	4780	2156	21623

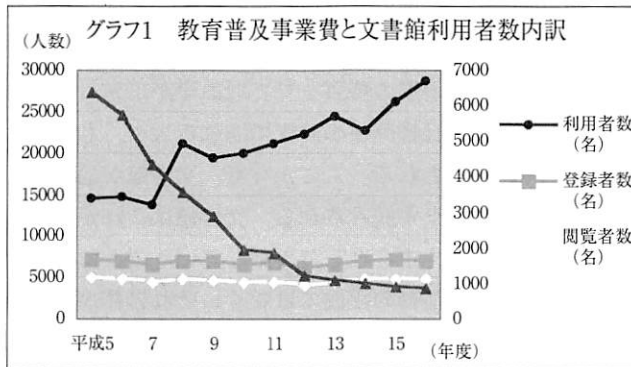
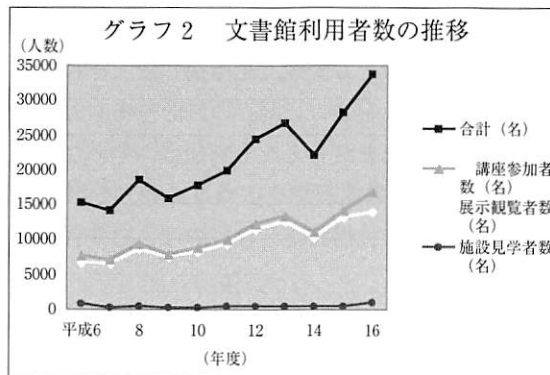


表2 利用者数内訳

年度	施設見学者数(名)	展示観覧者数(名)	講座参加者数(名)	合計(名)
平成6	780	5897	912	7589
7	206	6271	566	7043
8	305	8234	690	9229
9	266	7058	535	7859
10	143	8109	575	8827
11	355	8970	519	9844
12	406	11099	674	12179
13	340	12214	726	13280
14	459	9846	702	11007
15	469	12638	980	14087
16	959	12999	2855	16813
合計	4688	103335	9734	117757



〔埼玉県立文書館編「要覧」23号より作成〕

てくるだろう。市民と行政が期待する文書館像は、このように形作られつつあるのである。

しかし、埼玉県立文書館の最終的な目標は閲覧利用者の拡大である。講座・講習会、展示などの利用者数が増加傾向になっているのは分かったが、埼玉県立文書館の閲覧利用者数と閲覧利用者層が拡大しているのか見ておきたい。グラフ1を見ても分かる通り、ここ数年、埼玉県立文書館の登録者数・閲覧者数に特に目立った変化はない。むしろ、少し下降気味であるといえる。

原由美子氏のまとめた閲覧者統計実数によれば、2001(平成13)年度の閲覧者数の内訳は、一般が2,489人で56パーセント、学生が801人で18パーセント、県職員が1,163人で26パーセントで、一般の閲覧利用者が最も多いことが分かる²³⁾。曜日別の平均利用閲覧者数を見ると、平日平均が19.9人、土日平均が10.5人(埼玉県立文書館は月曜休館)と、平日に閲覧しに来る人の方が多くことが分かる。これは類縁機関である博物館や図書館とは全く異なる結果ではないだろうか。地域の博物館や図書館では土日祝日の来館者数が多く、平日は割合閑散としているのが普通である。ここに、文書館閲覧者層の特質を見て取る事が出来る。平日の9時から17時の間に来館出来る「一般の人」とは、仕事関係の調査で訪れる人や、もしくは退職して生涯学習に興味を持った高齢者が多いと推測される。ここからも、文書館が地域の記憶センター・生涯学習機関として機能し始めていることが読み取れる。文書館はこれからこの2つの機能をより強化し、市民に対してはこの二本柱を中心として貢献していくことになるだろう。

よって、将来的に生涯学習は普及活動の手段ではなく、それ自体が閲覧業務と並ぶ文書館の重要な業務として成り立つのではないだろうか。つまり、文書館は従来の利用者層(歴史研究者等)から見れば、文書保存機関という位置付けだが、一般市民からは、地域の情報センターであり、生涯学習機関であるという位置付けがなされ、そうした面での活躍が期待されつつある。埼玉県立文書館の市民へ向けた普及活動は、閲覧利用者層を拡大して文書保存機関としての価値を高めるという目的で行われているが、市民にとっては「生涯学習機関」という、文書館側の目的とは異なる形で文書館の存在意義を持たせる結果となっているようだ。埼玉県立文書館における閲覧利用者数と層の拡大は、まだまだこれからの課題であると言えるだろう。

第三章 普及活動への提案

第一節 普及活動の目的設定とあるべき姿

前章で、埼玉県立文書館で実際に行われている市民に向けた普及活動をその関連論文と照らし合わせて見ることで、普及活動が抱える問題点を指摘した。それを踏まえ、ここでは市民を対象とした文書館普及活動の目的を設定する。既存の目的やあり方については第一章でも述べたが、ここでは埼玉県立文書館の現況を踏まえた上で独自に考えた目的とあり方を呈示する。

文書館にとって普及活動とは、「文書館思想を広めること」を第一の目的として行われるべきであると私は考える。利用者拡大に目標設定しないのは、白井哲哉氏や柴田友彰氏が発展さ

23) 原由美子「閲覧利用から見た文書館－その変遷と現状－」(『文書館紀要』第16号 埼玉県立文書館 2003年)

せた論を逆行させることになるかもしれない。しかし、閲覧利用者増大を最終目的にしている今の普及活動は、その目的が果たされた時大きな問題が起こるのは今から目に見えている。堀越宏一氏は閲覧者数が多いことで抱える問題を、フランスの文書館を事例に紹介している²⁴⁾。言うまでもなくその問題とは、史料の保存に関してである。研究のためではなく、貴重な昔の史料に触れてみたいというだけの理由で多くの市民が原史料の閲覧を行ったらどうなるだろうか。将来への杞憂は意味がないと言うなら、現在でも劣化の激しい史料やマイクロフィルムのある史料に関しては原本を閲覧に供してはいない。それなのに、閲覧利用で原本を見てもらうのが大事というのには矛盾を感じる。歴史研究者ではない市民なら、展示で史料が歩んで来た歴史を実感してもらうことでも充分ではないだろうか。市民の中には、史料の取扱い方を習った人でも、原本を扱うのは怖いという人がいる。それは史料の重要性をよく理解している証拠であり、そういう人にぜひ原本に触れて下さい、と強く勧めるのは果たして正しいことなのだろうか。そのような市民には講座・講習、あるいは地域のサークルで、文書館収蔵史料をテキストとして使ってもらい、展示で原本を見てもらうという、閲覧利用を省いた形でも立派な文書館利用であると位置付け、それでも十分に文書館は市民に貢献していると考えてもいいのではないだろうか。以上のような疑問を持っている現段階では、普及の目的を「閲覧利用に結びつけること」という意見に安易に同意できない。それを明言するのは、これらの疑問・問題が解消されてからにしたい。

ただしこれは、保存のために市民の閲覧は敬遠すべきという立場ではないことを明らかにしておく。その立場こそ、森本祥子氏が指摘した普及活動の弊害であり、これまで発展して来た普及活動論を逆行させるものである。私の立場はあくまで、市民への普及と市民の閲覧利用は別次元のものと考えべきというものである。埼玉県立文書館条例にも、「利用」と「文書についての知識の啓蒙普及」は文書館業務として同列に挙げられており、目的とその手段という関係にはないことが分かる。もちろん、これは歴史研究者にはあてはまらない。歴史研究には原本を直に見て触れることが必要だからである。歴史研究者への普及は、白井哲哉氏の主張通り閲覧利用を最終目的として捉えるべきであろう。しかし、現段階の市民に対する普及活動の目標は、「文書館に関して何も知らない市民に文書館思想を啓発すること」で充分であろう。閲覧利用するかしないかは、文書館思想を得た市民が自分で判断すべき問題で、文書館側が無理に勧めるべきことではない。つまり、前述した柴田氏の主張する普及活動の目的は、理解者層の拡大と利用者層の拡大であったが、私は理解者層の拡大を図ることを最大の目的として、閲覧利用者拡大は自然の流れに任せ意図的に増加させる必要はないと考える。

文書館思想の普及とは、アーカイブズ学の普及とも言い換えることができる。柴田友彰氏は文書館の展示を、記録史料学（アーカイブズ学）を素地として行うべきとし、それによって歴史系博物館からの独立と文書館展示のアイデンティティを出そうとしたが²⁵⁾、それはそのまま文書館の業務全般に通じるものであり、当然全ての普及活動にも当てはまるものである。歴史系博物館が歴史教育の普及を図ることを目的としてあらゆる普及活動を行っているのであれば、文書館はアーカイブズ学実践の場として、アーカイブズ学の啓発を目的としてあらゆる普及活

24) 堀越宏一「フランスにおける文書館の利用と歴史研究」(『歴史評論』No.567 1997年)

25) (5)に前掲。

動を行うことで、歴史系博物館との違いを明確にすることができるのではないだろうか。安藤正人氏によれば、アーカイブズ学の体系は記録史料認識論と記録史料管理論からなる²⁶⁾。もちろん専門的な知識を市民に広める必要はないが、この史料認識論の一部を広めることによって、記録史料とは何かについてや、歴史研究との相互関係を理解してもらえるだろう。また、史料管理論は文書館の日常的な業務の中から発展した学問であり、普及活動は史料管理論の範疇に入る。史料管理論を啓発することで、文書館の存在意義や業務内容を知ってもらうことができるだろう。そしてこの二つの論を通して、最も大切な文書保存の意義を理解してもらえるのではないだろうか。現段階におけるアーカイブズ学は市民にとってまるで馴染みがないもので、その名前を聞いただけで敬遠されるかもしれない。しかし、例えば「博物館学の文書館版」と分かりやすく解説するなど、市民が受け入れやすい形で地道に普及していくことで、少しずつアーカイブズは市民の中で住民権を得る事ができるだろう。

そうした文書館思想を啓発した上で、市民がどのような時に文書館を利用したらいいのかすぐに判断出来るよう、文書館の収蔵史料の色々な利用方法を提案して広めると同時に、市民による様々な要求に応えられるよう、多様な史料を収集・保存して、史料に関する情報を発信することが文書館の普及活動のあり方である。さらに、地域住民との密な連携を目指し、地域住民に文書館業務に関わってもらうという道についても模索されはじめている。文書館業務に参加してもらうことで、市民の文書館理解をさらに深めようというものである。

以上のことをまとめると、文書館の普及活動のあり方とは、まずは①文書館の存在と存在意義(設立理念、活動内容)を知ってもらい、②アーカイブズ学の啓発及び普及を図る。その中でも特に、文書保存に対しての意識を高めてもらう。さらに、③収蔵史料についての情報を目録等で発信するとともに、史料に関する知識とその多様な使い道についての情報発信も行う。そして④文書館業務に可能な限り市民に参加してもらうものとする。これらの活動は「文書館思想の啓発・普及を図ること」を第一の目的として実施するとともに、市民に文書館を身近に感じてもらい、文書館が地域に直接的に貢献するとともに、市民にも文書館業務への理解を示してもらい、活動に協力してもらうために行うものである。これらは先に述べた三段階のうち、①③が第一段階、②④が第二段階に当てはまる。第三段階は実際に利用してもらう事で①を実感してもらい、さらに②③を図ることができ、市民の文書館理解をより一層深めてもらえる場に位置付けられるが、第三段階がなくとも、第一段階と第二段階までで目的を完遂する事は可能である。

第二節 普及活動の方法

第一節で述べたような目的を達成するためには、現状を打開する、普及活動のさらなる発展が必要である。そこで、文書館と同じ文化的学術施設である博物館と図書館の普及活動を参考にすることで、その可能性を呈示してみたい。なぜ博物館と図書館を参考にするのかといえば、この2館が日本において文書館よりも歴史が長く、既に市民の間に広く普及し一般に認知されている施設だからである。

各地域の文書館は、公文書館法が制定される以前は設置根拠となる法令がなかったため、そ

26) 安藤正人「記録史料学とアーキビスト」(『岩波講座日本通史』別巻3 岩波書店 1995年)

の設立根拠法をどこに求めるかが議論になった。埼玉県では1969（昭和44）年という全国でも早い段階で県立文書館が設立されたが、設立以前、全国でもほとんど前例がない文書館をどう位置付けるかが議論となった。最終的に埼玉県立文書館は、埼玉県立図書館の1課「埼玉県立図書館文書課」として成立し、「埼玉県立図書館規定」の一部が改正されて文書課の係事務分掌が決定した。その決定過程で出た、根拠法を博物館法にするのか、図書館法にするのか、それともそのどちらでもないのか、また博物館や図書館とどう違うのかという議論は、文書館と博物館、図書館の「所蔵資料を広く提供することで市民に貢献する」という中心業務が共通していることから発生したものであろう。現在、各機関は設立根拠となる思想や、扱う資料の性質に独立した施設として機能している。だが、「資料の提供」という基本部分が同じである以上、図書館と博物館の洗練された「提供方法」の一部を参考にすることは可能なはずである。ここではその一部を提案してみたい。

図書館から参考にできるのは、閲覧業務のあり方である。この点からは、文書館より充実している図書館のレファレンス体制（職員の応対、検索システムなど）と、他館との連携をどう築くかという点を参考にすることができる。図書館では、県内の図書館同士が密なネットワークを築き、蔵書の情報交換をスムーズにすることで図書の貸し出し業務を円滑に行っている。コンテンツを文書館用に変え、同様のネットワークを築いてみてはどうだろうか。利用者が閲覧したい史料が他の施設・機関または個人が所蔵している場合、文書館が仲介者となり、利用者の要望に合わせて所蔵機関に連絡を取って紹介したり、史料のコピーを送ってもらえるよう手配したりできるような機能を持っていれば、利用者にとってこれほど便利なことはない。そして、最終的には図書館・博物館・文書館の3機関の間でも所蔵資料の情報交換ネットワークを構築できれば、利用者が調査・研究を行う上で最も理想的な環境になるのではないだろうか。

次に、博物館から参考にできる点を挙げてみたい。それは博物館の展示活動である。文書館も展示活動を行っているが、現在の文書館展示は前述の通り歴史系博物館から脱却し、アイデンティティを確立することを目指しているので、「展示内容」を参考にすべきという意見は控える。しかし、博物館の展示内容ではなく、展示方法の部分では参考になる部分も多い。例えば、博物館はレプリカを様々な形で展示に用いているが、文書館展示でも史料の内容をより分かりやすくするために、史料の内容に沿う形でレプリカを多様に用いることも有効である。白井氏が実施してみたいと言っていた“群”の表現も、レプリカで再現可能である。また、障害者が気軽に利用できるようにバリアフリーを意識すると同時に、幅広い年代に受け入れられるように工夫された展示や、動線を意識した展示方法等を行っている文書館はまだ少ないので、かなりの部分参考に出来るだろう。

博物館の普及でその他に参考になるのが、広報課や普及事業課など、教育普及活動専門の課を設けている館があることである。文書館が普及活動に力を入れられない理由に、他業務との兼ね合いを挙げる館は多いだろう。もし専門の課を設けることが出来れば、その弊害はすぐにも取除く事ができる。講座・講習等が市民にとって、ただの普及活動の手段という域に収まらず、それ自体が独立した生涯学習事業として機能し始めている今、専門の課を設けることは一考の価値があることではないだろうか。

最後に、図書館と博物館、どちらからも参考に出来ない、文書館独自の業務について言及したい。それは、間違いなく原史料を閲覧に供することができる点であらう。現在博物館の展示

では、ハンズ・オンが提唱されている。史料の複製品を作り、実際に来館者に史料に触れてもらい、体感してもらうことでさらに史料への理解を深めてもらおうというものである。文書館は、すでにこの課題を達成している。それどころか、利用者が原本に触れることができる(もちろん劣化の激しいものやマイクロフィルム等の二次史料を作成済みの史料に関しては、原本を閲覧に供することはできない)という点では、二次史料のハンズ・オンよりもさらに史料への理解、興味を深めることができるはずである。先に指摘した通り、閲覧利用が市民に広がったことで史料保存に影響が出るのは覚悟しなくてはならないが、市民には原本を提供しないというのは公開の不平等に繋がるので、そうした差別化は当然図るべきではない。普及活動により文書館思想を得た市民が閲覧するかしないかは市民の判断に委ねるべきであり、文書館は閲覧利用に来た市民を好意的に迎え入れるべきである。そしてそのために必要なのは、利用者に文書の取り扱いを知ってもらうことである。これを面倒に感じ、文書館を敬遠する市民も多いだろうが、文書館側の粘り強い普及活動により、文書保存の啓発を同時に行うことができるだろう。

文書館は歴史学実践の場でも図書館学実践の場でもなく、アーカイブズ学実践の場である。徐々に体系化されつつあるアーカイブズ学を市民に普及できる唯一の施設としても、文書館は機能できるはずである。文書を後世に遺していくためにも、講座・講習、展示等、普及活動の所々にアーカイブズ学の啓発を図る機会を設け、図書館や博物館のように1日も早く市民の間にアーカイブズを根付かせてもらいたい。

おわりに

埼玉県立文書館は閲覧者の拡大を目指し、種々の普及活動を行ってきており、それによって文書館像も変化しつつあることが分かった。市民にとっての文書館とは、①地域の情報センターであり、②生涯学習施設なのである。①は、文書の収集・整理・保存・目録作成等に力を入れることで地域に還元できる。それは、従来から重視されて来た文書館の本来的な性質であり、それを達成することはどの館でも可能だろう。しかし、②に関しては館によって偏りがある。生涯学習は普及活動の手段として発生するものであり、普及活動を軽視している館では、その役割が十分に機能しないだろう。

埼玉県立文書館では普及活動の新たな試みとして、2006(平成18)年度の4月から古文書修復にボランティアを導入することを試行し始めた。大体月4回のペースで実施され、参加者の都合に合わせて自由に参加できるそうだ。本稿を加筆・修正するにあたり、文書館職員の方の好意で、その様子を見学することができた。参加者層は主婦から高齢者まで様々であった。参加者の方に話を伺ったところ、彼らはこのボランティア活動を通じて「古文書が身近に感じられるようになった」、「地域の歴史を感じられるようになった」、「役に立つことができるのが嬉しい」と、いきいきとした表情で語ってくれた。また、世代の違う人達が協力して作業している姿を見ると、地域ボランティアの場を提供する事でコミュニティの活性化にも繋がっているように感じられた。ボランティアに古文書修復を任せることへの不安もあるだろうが、しっかりとした指導の下で行えば、価値ある古文書の「活用」になるのではないかと期待させられ

た。これから文書館は、歴史研究者等には「閲覧」で文書を活用してもらい、一般市民には「生涯学習」で文書を活用してもらう機会が多くなりそうである。

生涯学習支援等の普及活動は、文書館本来の役割ではないという意見も聞かれそうだが、講座・講習会、展示等の文書館利用者が増えているにも関わらず、普及活動が閲覧利用に結びついていない現在、市民からは普及活動の側面からしか文書館が見えていないことになる。言ってみれば、普及活動は文書館の看板であり、店頭商品のような役割を果たしているのである。従って、これを等閑にすれば、市民は遠からず文書館から離れてしまうだろう。普及活動は文書館条例にも記されている立派な本来業務であり、目的が明確な普及活動が実を結べば、それは必ず文書館の他の業務にも還元されていくはずである。人員不足で手が回らない館も多いだろうが、文書館職員には出来る限り、資料の収集保存、目録作成等と同じようなレベルで、普及活動に力を入れて欲しい。文書館の歴史はまだ浅い。歴史が浅いということは、まだまだ多くの可能性が秘められているということである。文書館には本来の性質を保持しながら、新しい試みを積極的に取り入れる方法を模索することで成長し続け、市民にとってもなくてはならない存在になってもらいたい。

また、それが実現した際に起こる閲覧利用者増大と、その際に起こる弊害を視野に入れて、文書館の普及活動論と利用論は慎重に議論されなければならない。その際、各文書館で普及活動専任の職員を置くことや、アーキビストを置くことは必要不可欠の事態となるだろう。アーキビストの資格取得が大学で出来るようになることは、文書館思想の啓蒙にも繋がるので、文書保存の面だけでなく、普及活動の面からも早期の実現が望まれるのである。

[付記]

本論は、2005（平成17）年度に国文学研究資料館史料館にて開催されたアーカイブズ・カレッジ修了論文を加筆・修正したものである。執筆にあたり教示して下さった白井哲哉氏をはじめ、埼玉県立文書館の職員の皆様、ならびに丑木幸男先生はじめ国文学研究資料館史料館の諸先生方に謝意を表する次第である。